

牧野記念病院 院内感染対策指針

(抜粋)

当院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図ることは、病院にとって重要である。このため、院内感染防止対策を全従業者が把握し、この指針に則った医療を提供できるように取り組む。

1. 院内感染のための委員会、組織に関する基本的事項

(1) 院内感染防止対策委員会

院内感染防止対策の業務を推進し、院内感染に関する監視を行い、情報収集、指導・啓発する役割を担う。月に1回開催する。委員会において院内感染対策の病院全体に関わる方針を決定する。アウトブレイク等重大な事象が起きた際には、臨時で委員会を開催する。

(2) 感染制御チーム (ICT)

院内感染対策委員会の中から、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師などからなる感染制御チームを組織し、院内感染対策委員会と協力して感染防止に係わる日常業務を行う。また、院内感染管理者として委員長を配置する。

2. 院内感染対策のための全従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的として、全職員対象の研修を年2回程度定期的で開催するほか、必要に応じて行う。

3. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症の届け出を行う。院内感染対策の一環として血管内留置カテーテル関連感染 (BSI)、尿道留置カテーテル関連感染 (UTI) 人工呼吸器関連肺炎 (VAP) の感染率を把握し、院内の医療関連感染に係わるデータを収集・管理・分析評価し、評価結果に基づいた感染対策を行う。院内感染防止対策委員会での検討及び現場へのフィードバックを行う。

4. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、医師または看護師から所定の様式をもって院内感染防止対策委員会に速やかに報告する。また、緊急を要する感染症の発生時は、直ちに院内感染防止対策委員会への報告を行い、医療安全管理委員会及び院内感染防止対策委員会においては、緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

5. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

各部署に院内感染対策マニュアルを置き、職員及び患者、家族の希望に応じて閲覧できるものとする。周知の必要性のある情報は、回覧などで行う。

6. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、当院の現状に即した、「院内感染防止マニュアル」を作成し、病院従業者への周知徹底を図る。1年に1度指針及びマニュアルの定期的な見直し、必要に応じて随時改正する。